

高岡市民病院経営支援業務委託仕様書

1 業務名

高岡市民病院経営支援業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務目的

本業務は、高岡市民病院における収入増加策及び経費削減策の検討・実行支援など、収支改善施策実施のための経営支援業務を委託することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）までとする。

※令和7年3月31日（月）をもって中間報告を行うこと。

4 委託業務の内容

(1) 地域医療の状況を踏まえた、本院の病院機能、病棟再編、外来の在り方、人員配置等を含めた改善の検討

- ・ 地域医療と当院の役割に関する調査
- ・ 収入増加策の提案及び実行支援
- ・ 費用改善策の提案及び実行支援
- ・ 当院で検討した収支改善施策の効果額試算及び実行支援

(2) その他業務

- ・ 上記に明記されていない事項でも、目標を達成するために必要と認められるものについては、発注者と受託者で協議の上、行うものとする。

5 成果品

(1) 本業務の成果品は、次のとおりとする。印刷物の書式、成果品のデータ形式及び提出方法等については、発注者との協議の上、決定する。

ア 作成資料等 1部 データ1式

イ その他参考資料がある場合は、当該資料 1部 データ1式

(2) 本業務における成果品は、発注者が使用・公表することができること。

6 引渡し前における成果品の使用等

履行期間途中においても、発注者はそれまでの成果の全部又は一部を使用することができるものとする。

7 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令及び関連計画、基準等を適切に反映遵守し実施すること。
- (2) 受託者は、本事業を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、業務実施のために必要と思われる業務については、受託者と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (3) 受託者が本事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）他、個人情報保護に関する法令を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 受託者は、発注者と協議を行い、医療行政及び病院経営について相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、本業務に関する責任者を選任し、発注者に報告すること。
- (5) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は随時に打ち合わせを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正し、その内容について相互に確認すること。
- (6) 本業務について必要な高岡市民病院に関する資料については、発注者の担当職員と協議した上で収集するものとする。
- (7) 受託者は、業務の進捗状況に関して発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (8) 受託者は、業務により知り得た内容等について、秘密を守り、第三者にその情報を漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (9) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、方針を確認すること。
- (10) この仕様書に定めのない事項については、その都度発注者、受託者協議の上、決定するものとする。